

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠
(2020年度の精算用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00099303
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00094661

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2020年4月～2020年6月各月末計) (台)	259,396	82,919
(a) 下記以外 (台)	158,975	82,919
(b) 特設公衆電話台数 (台)	100,421	0
② 合算番号単価 (2020年4月～2020年6月各月末計) (円)	2	2
①' 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2020年7月～2020年12月各月末計) (台)	514,806	160,945
(a) 下記以外 (台)	308,410	160,945
(b) 特設公衆電話台数 (台)	206,396	0
②' 合算番号単価 (2020年7月～2020年12月各月末計) (円)	2	2
①'' 2020年度の各機能に係る電気通信番号数 (2021年1月～2021年3月各月末計) (台)	257,522	78,453
(a) 下記以外 (台)	151,677	78,453
(b) 特設公衆電話台数 (台)	105,845	0
②'' 合算番号単価 (2021年1月～2021年3月各月末計) (円)	3	3

③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2))	(円)	1,987,642	1,056,415
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a)×②+①'(a)×②'+①''(a)×②''')	(円)	1,389,801	723,087
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b)×②+①'(b)×②'+①''(b)×②''')	(円)	931,169	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ((b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分))	(円)	597,841	333,328
④ 2020年度の算定対象需要実績	(千時間)	556	310
⑤ 1秒当り料金額 (③/④)	(円/秒)	0.00099303	0.00094661

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値